

令和2年3月9日
地域振興部文化観光課

江東区総合区民センター条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

行財政改革計画及び受益者負担の原則に基づき、全庁的に使用料の検証を実施した結果、維持管理コストと最大徴収使用料の乖離が拡大傾向にあることから、施設使用料の引き上げを行うこととなったため、江東区総合区民センター条例の一部を改正する。

2 改正の概要

利用料金（上限額）を20パーセント引き上げる。
なお、附則において経過措置を定める。

3 新旧対照表

2ページのとおり。

4 施行日

令和2年10月1日施行とする。

江東区総合区民センター条例 新旧対照表

現行				改正案			
本則 (略)				本則 (略)			
別表 (第9条関係)				別表 (第9条関係)			
区分	利用日	単位	利用料金	区分	利用日	単位	利用料金
レクホール	平日	1日	<u>38,200円</u>	レクホール	平日	1日	<u>45,800円</u>
	土曜日・日曜日・休日	1日	<u>46,500円</u>		土曜日・日曜日・休日	1日	<u>55,750円</u>
サブ・レクホール		1日	<u>8,200円</u>	サブ・レクホール		1日	<u>9,800円</u>
会議室		1日	<u>8,200円</u>	会議室		1日	<u>9,800円</u>
展示ホール		1平方メートルにつき1日	<u>78円</u>	展示ホール		1平方メートルにつき1日	<u>92円</u>
調理室		1日	<u>12,300円</u>	調理室		1日	<u>14,700円</u>
研修室		1日	<u>7,300円</u>	研修室		1日	<u>8,700円</u>
和室		1日	<u>6,250円</u>	和室		1日	<u>7,450円</u>
備考 (略)				備考 (略)			
				附則			
				(施行期日)			
				1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。			
				(経過措置)			
				2 この条例による改正後の利用料金は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う利用の承認について適用し、施行日前に行った利用の承認については、なお従前の例による。			